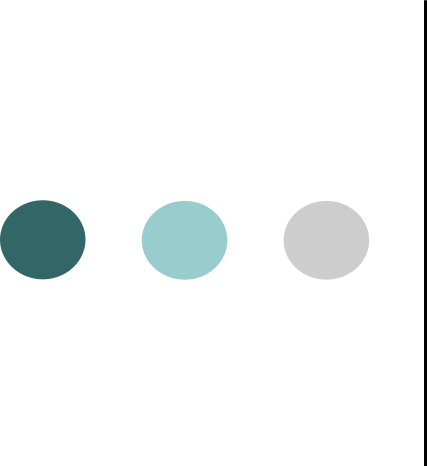




熊本市国民健康保険運営協議会資料

- 1 令和7年度国民健康保険料率等について（諮問）
～賦課限度額等について～
- 2 令和7年度国民健康保険料率等について（参考）
～軽減判定所得基準について～

◆国民健康保険法施行令の一部を改正する政令（概要）

<改正趣旨>

「令和7年度税制改正の大綱」（令和6年12月27日閣議決定）において、国民健康保険税の課税限度額を引き上げることとされたことに伴い、国民健康保険料についても同様の措置を講ずるため、国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）の一部を改正するもの。

<改正内容>

1 賦課限度額の引上げ（諮問）

国民健康保険料の基礎賦課分に係る賦課限度額を65万円から66万円に、後期高齢者支援金等に係る賦課限度額を24万円から26万円に引き上げる。

2 軽減判定所得基準の引上げ（参考）

被保険者均等割額及び世帯別平等割額を軽減する所得判定基準について、5割軽減の基準については被保険者等に乗ずる金額を29万5千円から30万5千円に、2割軽減の基準については被保険者等に乗ずる金額を54万5千円から56万円に引き上げる。

なお、この軽減分については、国庫補助金（保険基盤安定負担金）等で充当。

〔算出式〕改正後

7割軽減：43万円＋{10万円×（給与所得者等人数－1）} ≥ 総所得金額

5割軽減：43万円＋{**30.5万円**×（給与所得者等人数－1）} ≥ 総所得金額

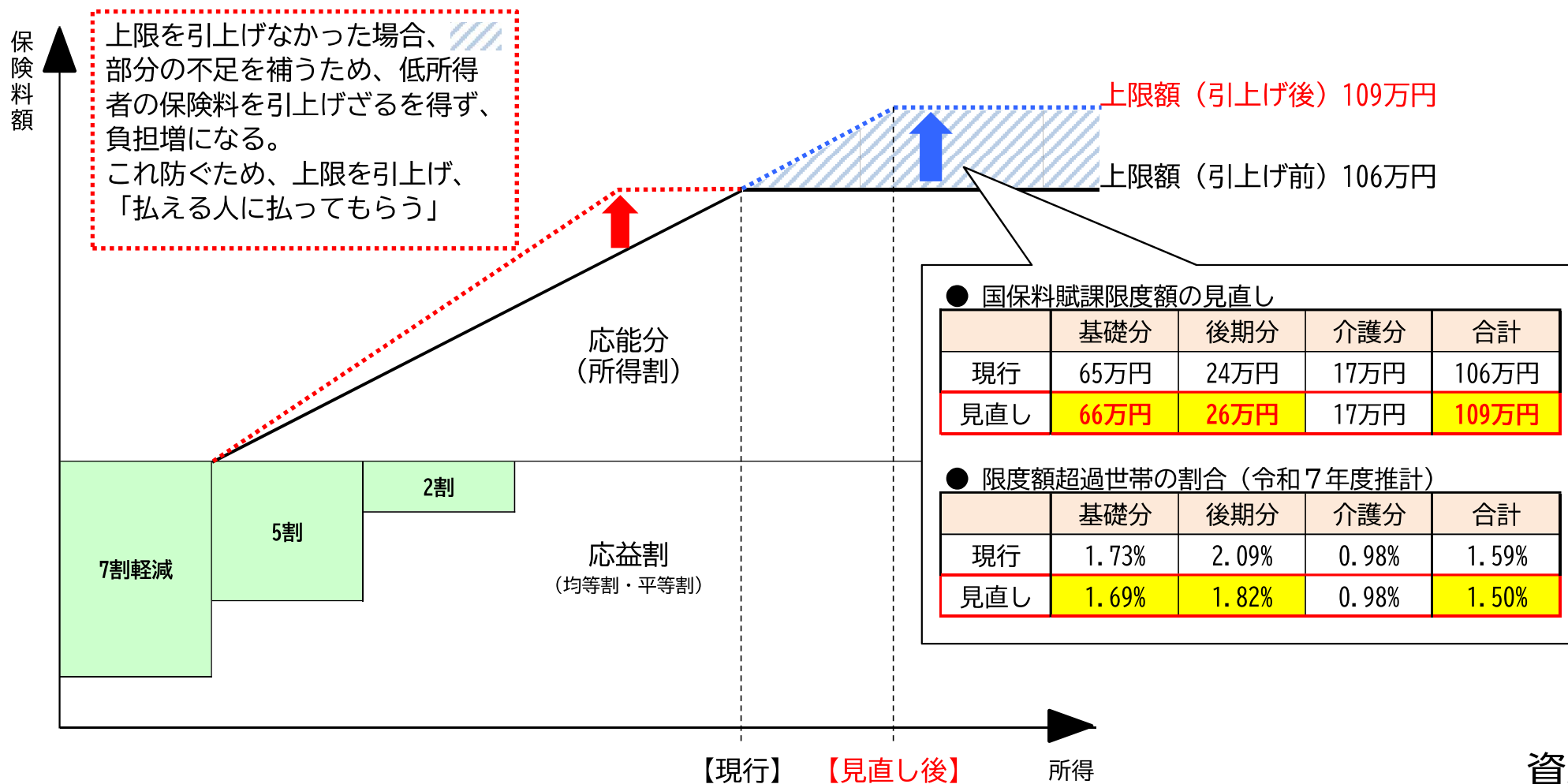
2割軽減：43万円＋{**56万円**×（給与所得者等人数－1）} ≥ 総所得金額

1 賦課限度額について（諮問）

◎国保料の賦課限度額については、被用者保険におけるルールとのバランスを考慮し、当面は超過世帯割合が1.5%に近づくように段階的に賦課限度額を引上げられていくもの。

令和6年度の被保険者のうち、本市では約 89,000世帯中、1,900世帯程度に影響すると見込んでいる。

◎令和7年度においては、高齢化の進展等による医療給付費等の増加が見込まれる中で、保険料負担の公平を図る観点から、基礎分を1万円、後期高齢者支援金等分を2万円引き上げる。（介護納付金分は据え置く）



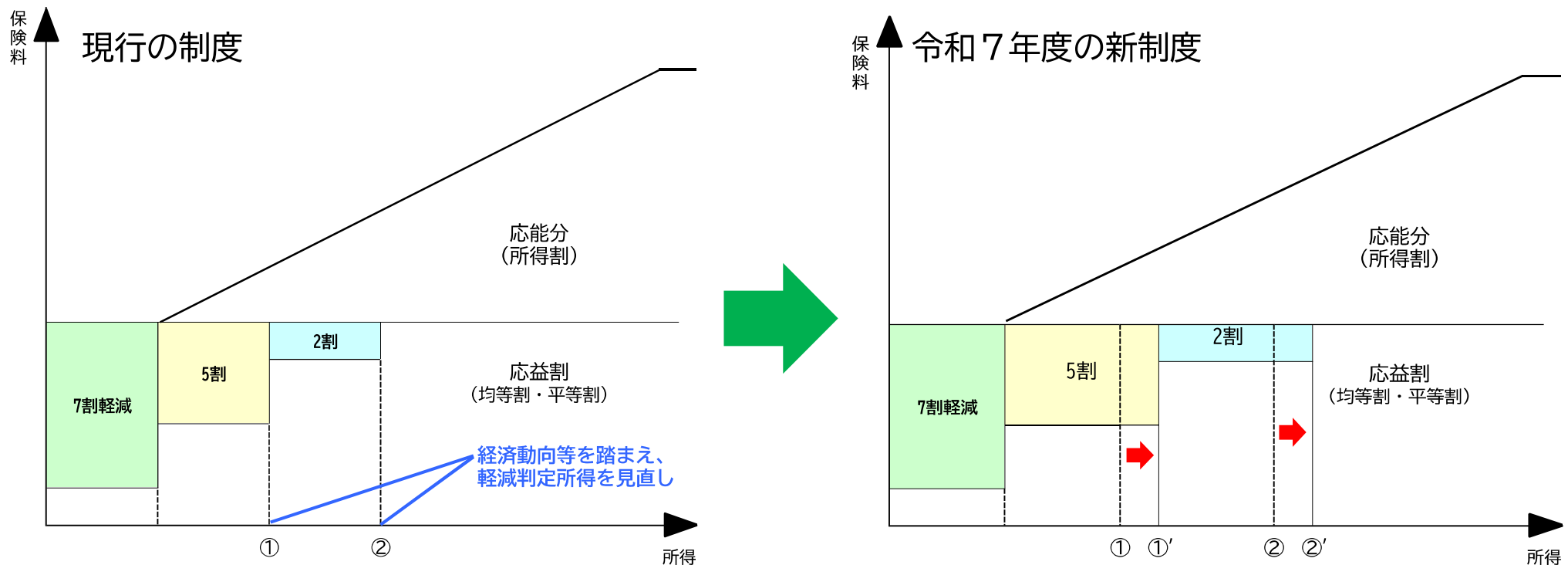
2 軽減判定所得基準について（参考）

◎国保では、基準額以下の所得の場合、保険料のうち、均等割と平等割を軽減する措置がある。

基準額は、物価上昇の影響で軽減を受けている世帯の範囲が縮小しないよう、経済動向等を踏まえて見直す慣例（法令上のルールではない）により、見直し幅を、政府が消費者物価などを総合的に勘案して決めている。

◎内閣府が令和6年7月にとりまとめた「令和6年度年央試算」で、消費者物価（総合）を2.8%程度上昇と試算したことを踏まえ、令和7年度については、算出式中、5割軽減の被保険者等に乗じる金額を1万円、2割軽減の被保険者等に乗じる金額を1万5千円、厚生労働省が引き上げることとしたもの。

令和6年度の被保険者のうち、本市では約 89,000世帯中、1,000世帯程度に影響すると見込んでいる。



◎図の①と②をそれぞれ①' と②' に引き上げることで、これまで軽減対象ではなかった被保険者が軽減対象となる。